| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $M_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.004<br>イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004 |

第十二条第五項の表市町村の項第七号算式一の符号中「$O_{11}$＝0.040」を「$O_{11}$＝0.039」に、「$O_{12}$＝0.040」を「$O_{12}$＝0.039」に、「$O_{13}$＝0.041」を「$O_{13}$＝0.040」に改め、同号算式一の符号$Q_{18}$ア中「0.006」を「0.005」に改め、同号算式一の符号$Q_{20}$イ中「0.008」を「0.007」に改め、同号算式一の符号$Q_{21}$ア中「0.002」を「0.005」に改め、同号算式一の符号$Q_{21}$イ中「0.002」を「0.006」に改め、同号算式一の符号$S_{18}$ア中「0.006」を「0.005」に改め、同号算式一の符号$S_{20}$イ中「0.008」を「0.007」に改め、同号算式一の符号$S_{21}$ア中「0.002」を「0.005」に改め、同号算式一の符号$S_{21}$イ中「0.002」を「0.006」に改め、同号算式一の符号$U_{18}$中「0.028」を「0.027」に、「0.049」を「0.048」に改め、同号算式一の符号$U_{19}$イ中「0.050」を「0.049」に改め、同号算式一の符号$U_{23}$中「0.008」を「0.025」に、「0.007」を「0.032」に改め、同号算式一の符号$U_{23}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $U_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.004<br>イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004 |

第十二条第五項の表市町村の項第七号算式一の符号$W_{21}$ア中「0.012」を「0.039」に改め、同号算式一の符号$W_{21}$イ中「0.012」を「0.045」に改め、同号算式一の符号$W_{23}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $W_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.008<br>イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.007 |

第十二条第五項の表市町村の項第七号算式一の符号$X_n$を同号算式一の符号ABとし、同号算式一の符号$W_{24}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $X_n$　地方税法附則第15条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額<br>$Y_{14}$＝0.035<br>$Y_{15}$＝0.038<br>$Y_{16}$＝0.040<br>$Y_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.023<br>イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.043<br>$Y_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.024<br>イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.043<br>$Y_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.024<br>イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.044<br>$Y_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.026<br>イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033<br>$Y_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.022<br>イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028<br>$Y_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.006<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.006<br>$Y_{23}$　ア　平成23年度市場公募都市に係るもの　0.005<br>イ　平成23年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.005<br>$Y_{24}$　ア　平成24年度市場公募都市に係るもの　0.004<br>イ　平成24年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.003<br>$Z_n$　鉄道施設の整備に要する経費について地方税法附則第15条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額<br>$AA_{14}$＝0.023<br>$AA_{15}$＝0.025<br>$AA_{16}$＝0.027<br>$AA_{17}$　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.015<br>イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029<br>$AA_{18}$　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.016<br>イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029<br>$AA_{19}$　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.016<br>イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.029<br>$AA_{20}$　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.017<br>イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.022<br>$AA_{21}$　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.015<br>イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019<br>$AA_{22}$　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.004<br>イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.004 |